

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	ラオス北部シエンクワン県ベック郡のヨードグム地区に居住する5歳以下の幼児らが不発弾の被害に遭うことを避けられるよう、また彼らが高等教育を受ける機会が得られるよう、彼らとその家族を対象とした回避教育支援の実施、並びに同地域に居住する最貧困層、特別な支援を必要としている「社会経済的に脆弱な人々」を対象とした職業訓練及び販売支援による生計向上支援を行う。 In order to avoid children under 5 years old from UXO accident and to let them receive opportunity for higher education, this project provides Mine Risk Education to children and their families as well as income generation trainings to socially/economically vulnerable people.
(2) 事業の必要性（背景）	(ア) 【ラオス政府が掲げる国家政策】ラオス政府は、第8次国家経済社会開発計画(2016年-2020年)において、SDGs達成に向けた持続可能な発展を確保し、2020年までにLDC（後発開発途上国）からの脱却を国家目標としている。求める成果としては、人材開発、貧困削減、質の高い教育と医療へのアクセス、ラオス特有の文化の保護と発展を通して、社会開発を促進することを掲げている。また、不発弾汚染国からの脱却を目指すべく、不発弾被害の実態を把握するための調査の実施、開発地域での不発弾除去、被害者支援を政策に位置付けるとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の取組内容として「不発弾被害者の大幅な削減」を設定している。 【現状】ラオス国内においては、ベトナム戦争中などに投下され、全土に埋没する不発弾のこれまでの除去数は約130万個（約8,000万個中の約1.6%）に過ぎない。こうした不発弾の存在は、人々の生活の安全を脅かし、国内の農地拡大やインフラ開発の阻害要因となっている。シエンクワン県ポンサワン市内を囲む村々にも、今もなお多数の不発弾が埋没しており、村人たちは不発弾の恐怖と隣り合わせの生活を余儀なくされている。 2017年には事業対象地域の1つであるヨードグム村にて、13名が不発弾爆破被害に遭うという大事故が起きており、その被害者の多くは5歳以下の子どもであった。事業対象地域内における他の村でも、被害者の多くが幼少期に事故に遭っている。子どもを不発弾事故で失ったショックにより事故現場である土地から離れて借金を背負いながら暮らす遺族や、事故に遭ったショックで畑仕事を行うことが困難な遺族など、不発弾被害によって心身共に深い傷を負い、生活が一変してしまった家族の例が多く見られる。こうした不発弾事故の影響や社会的弱者を生む状況は、将来地域の社会開発の担い手となる人材を喪失する大きなリスクとなっている。 【課題】ヨードグム地域の上記リスクが高い要因として、下記2つが挙げられる。 ① 回避教育が不十分であること シエンクワン県のUXO-Laoが長年に渡って回避教育を行っており、

その成果あって不発弾による事故は少なくなってきてはいるものの、UXO-Lao の回避教育を担当するチームが1チームのみであること、ヨードグム地区居住者の大部分を占める少数民族（モン族等）にとって言語の壁があること、小学生以上が対象となっており、5歳以下の子どもを対象とした回避教育は提供されていない等、課題は残されている。また、地元の小学校では地元の教員による回避教育が行われているが、近年の被害者の事故当時の年齢が幼少期であることが多いことから、5歳以下の子どもを対象とした回避教育が必要である。対象地域の幼稚園等も、幼少期からの回避教育の必要性を理解しつつも、その手法を見出せずにいる。

② 他地域に比べて収入の低い世帯が多いこと

ラオス政府は一人当たりの最低必要年間所得を約 8,600,000kip（日本円で約 115,000 円）と定め、貧困対策の必要性を提唱している。一方、ヨードグム地区の住人は不発弾汚染により開墾可能な農地が限られている上に収入源も限られており、最貧困層一世帯における年間所得は 2,000,000kip～5,000,000kip（日本円で約 2.6 万円～6.7 万円）と極めて低い。また、これらの一家庭における扶養家族（未成年者）は 3 人から 6 人と多く、一世帯を構成する家族の人数規模も大きいため、最低限の生活費を賄う事さえも厳しい状況である。よって、彼らの子どもたちが成人するまでに必要な教育費を工面することが困難な状況が常態化している。

また、これら貧困層の就学者は働き手として畑仕事等に從事せざるを得ない場合が多い。学校での勉学に勤めることが困難なために進級試験の落第率も高く、貧困が故に彼らにとって高等教育へのアクセスの阻害要因となっている。

弊会は、地雷・小型武器・子ども兵・平和教育に取り組む NPO として活動しており、弊会が掲げるミッション「すべての生命が安心して生活できる社会（世界平和）の実現」を目指して、ラオスの不発弾汚染地域に住む人々を対象として活動している。現在の弊会ラオス事業では主に、不発弾汚染地域での森林の直接利用に替わる産業の育成の一環として養蜂支援事業を行っており、2019 年 9 月に終了を迎える。養蜂支援事業では、伝統的巣箱に替わる重箱式巣箱の導入、養蜂技術の向上、収穫量の増加、村の養蜂組合グループ化等の成果をあげている。養蜂支援事業の終了に向けて事業を最終段階へと展開する一方、対象地域の近隣地域であるヨードグム地区で 2017 年に不発弾事故が起こったと聞き、この地区を訪問の際に、5歳以下の回避教育がないために、幼児の被害者が他の年齢層に比べて多い事、またこの地域には最貧困層等の社会的弱者が多く、職業訓練により多様な収入源を必要としている事がわかった。

上述の背景により、対象地域の 5 歳以下の幼児並びにその家族への回避教育の提供と、職業訓練による生計向上支援を通じて、当該地域の社会開発を促進する支援が求められている。

	●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性 (イ) SDGsにおいて、目標4【すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する】内のターゲット4.3「2030年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする」並びに、ターゲット4.4「2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる」のように、不発弾汚染地域居住者の子どもたちが高等教育を受けられる機会の促進、それを実現するための生計向上に向けた収入源の増加も同時に不可欠である。 さらに、目標10【国内および国家間の不平等を是正する】内のターゲット10.2「2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々のエンパワーメント、および社会的、経済的、および政治的な包含を促進する」のように、社会的、経済的に不利な立場に関わりなく包含的なエンパワーメントが不可欠である。 ●外務省の国別開発協力方針との関連性 当該事業は、外務省の対ラオス人民民主共和国の国別援助方針の援助の基本方針（大目標）である「MDGs達成及びLDCからの脱却への支援」及び「地方開発と貧困削減のための不発弾撤去の加速化計画」で目標とされている不発弾被害者の削減及び地域開発への寄与に資するものである。
(3) 上位目標	ラオス北部シエンクワン県ペック郡のヨードグム地区における貧困層が、不発弾による子どもの心身への損傷を防ぐこと、また彼らの家族が多様な収入源を確保し経済的に自立することで、将来の担い手となる子どもたちの高等教育を受ける権利の保障並びに社会開発が促進される。
(4) プロジェクト目標 (今期事業達成目標)	対象地域に居住する幼児らが不発弾事故による将来の機会損失を無くすと共に、「社会経済的に脆弱な人々」が安定した収入を確保する基盤を整える。 対象地域に居住する幼児らが不発弾を回避する危険意識を持ち、将来的に彼らが高等教育を受けられるよう、最貧困層の人々が同地域でニーズの高い技術訓練の習得を通して多様な収入源を得る基盤を整える。
(5) 活動内容	第1年次 <1、多機能型協働施設及び裁縫店舗の建設・管理> ◆対象地域の中心に位置する場所に、回避教育の研修、キノコ栽培の継続に必要なキノコ菌の培養、養蜂で収穫した蜂蜜の精製、裁縫の商品製作・販売等を行うための施設、及びその他社会開発促進のための多機能型施設を建設する。対象地域の自治体と裨益者含む村人とが施設の最終的な管理を行うよう促す。 1-1. 建設会社が建築図に従って多機能型協働施設1棟、共同裁縫作業スペース兼店舗3棟の建設を行う。 1-2. 施設建設後、弊会職員が必要な最低限の事務用品(ミーティン

	グ用椅子、テーブル等)、裁縫の職業訓練を受ける対象世帯にシエンクワン県職業訓練校の裁縫講師が指定する訓練用資材(ハサミ、定規セット、布切バサミ、ボタン、糸、練習用布、布用チョーク、針セット、ホック等)、並びにキノコ栽培訓練と養蜂訓練に必要な資機材(木材、竹、釘、電動ノコギリ、蜂蜜加工用機材、フィルタリング機材等)を購入、搬入する 1-3. 対象地域の自治体に多機能型協働施設の管理表作成を促し、自治体職員と村人と継続的に連携するような仕組みを構築する ※対象地域内の既存の裁縫店舗を調査し、2km 以内に裁縫店舗が存在しても競争が起こっていない旨、確認済み。建設予定の3店舗は、対象地域内のパカート地区に2店舗、カンドウン地区に1店舗となっている。パカート地区の2店舗は同じ地区ではあるが、同地域に裁縫の店舗がないこと、また1店舗はモン族、もう1店舗はラオ・ルーム族の裨益者がお店を開き、対象とする民族の衣装も違うことから、共存できると考えている。また、各地区の店舗それぞれ、裨益者の自宅近くに建設することで、裨益者によって建物の維持・管理の持続性が担保される。 <2、回避教育支援> ◆対象地域に住む3歳以上5歳以下の子どもとその家族、教育関係者向けに不発弾回避教育を行う。回避教育の実施場所は対象地域内の幼稚園等の教育施設1箇所、並びに集会所等10か所で行う。 2-1. 弊会国内職員のデザイナーがラオスを訪問し、現地デザイナーと協働して紙芝居、配布用ポスター、ステッカー、ノート等の作成を行う(家庭でも子どもたちが学んだことを思い出せるよう工夫する)。教材案ができた段階で、現地の回避教育専門コーチ(労働福祉省回避教育専門職員)に認可を得た上で、教材の印刷を行う。 2-2. 回避教育講師(弊会職員として新規で雇用予定の現地人材)が、幼児教育施設にて、裨益者(1回の回避教育につき幼児約25名、その親約25名)に回避教育レクリエーションを行う(5回×幼児約25名＝幼児約125名、追加で約5名の合計約130名を対象とする)。 2-3. 回避教育講師が、各村の集会所等にて、裨益者(1回の回避教育につき幼児20名、その親20名)に回避教育レクリエーションを行う(11回×幼児20名＝幼児220名を対象とする)。 ※回避教育レクリエーション実施時に、対象地域内の幼児教育従事者、並びに各対象地域となる村の有志ボランティア(女性同盟、青年同盟)が回避教育の補助を行うよう促す。この際、回避教育実施全般について、準備から実施まで、回避教育講師や現地スタッフの補助を行うことを通して、OJTで回避教育の手法を学んでもらう。 2-4. 回避教育講師と弊会職員が、裨益者の意識変革調査を行う。 (2-2で回避教育授業を行った子どもの内50名と幼児教育従事者
--	--

及び有志ボランティア 15 名を対象とする)

< 3、生計向上支援 >

◆対象者の職業訓練（裁縫，キノコ栽培，養蜂）及び開業支援を行う。裁縫の職業訓練実施場所はシエンクワン県立職業訓練校とする。キノコ栽培/養蜂の訓練は建設した多機能型協働施設を活用して訓練を行う。対象者の多様な収入源の確保のため、対象者は各訓練を組み合わせて行う。

◆訓練分野

- ・裁縫：対象地域から各 10 名、訓練期間：4 か月
- ・キノコ栽培：対象地域から各 10 名 訓練期間：年間を通して随時
- ・養蜂：対象地域内の 20 世帯 訓練期間：年間を通して随時

(1) 能力向上支援（職業訓練）

3-1. 裁縫の訓練については、訓練校の規定に則り、対象者に職業訓練受講の支援を行う。訓練後は、1-1 で建設した共同裁縫作業スペース兼店舗 3 棟を活用し、職業訓練校の裁縫講師が対象者へのフォローアップ（2 回/月×5 か月 10 回）を行う。

3-2. キノコ栽培については、シエンクワン県職業訓練校の講師とアシスタントの計 2 名が 1-1 で建設した多機能型協働施設を活用し訓練を行い、訓練後はベック郡農業局のキノコ栽培専門家 1 名がキノコハウス（資材は 1-2 で配布済み。村人で建設を行う）を巡回する形で訓練後のフォローアップ（2 回/月×8 か月 16 回）を行う。

3-3. 養蜂については、シエンクワン県農業省養蜂専門家 2 名が講師として、1-1 で建設した多機能型協働施設を活用し訓練を行う。訓練後は各村を巡回する形でフォローアップ（2 回/月×8 か月 16 回）を行う。

※近隣地域における当会の既存事業においても、養蜂技術の向上、農業組合グループ設立の実績がある。

(2) 技術向上・販売支援：

3-4. 各訓練開始前 1 ヶ月間週 1 回、経理アドバイザー（弊社職員として雇用予定の現地人材）による家計簿の管理方法の講座を行う。訓練後も継続してフォローアップ（2 回/月×8 か月 16 回）を行う。

3-5. 裁縫の開業準備として、職業訓練 4 か月目にあたる期間、裁縫訓練対象者に対して経理アドバイザーによる家計の管理方法、並びにビジネス講習を行う。キノコ栽培/養蜂を習得する者に対しては、技術訓練と並行して、経理アドバイザーが家計の管理方法、並びにビジネス講習を行う。

3-6. その後、裁縫については、各村で事前に交渉済みの土地に建設予定の共同作業スペース兼店舗(*1)へ、弊社職員が開業に必要な資機材(*2)の調達・供与を行い、裨益者が開業する支援、及び継続的な商品の製造・販売が行えるようグループ化を促す。

＜４、現地政府関係機関とのミーティングと視察評価＞

事業を行う上で現地行政、カウンターパート機関との事業開始式、進捗報告、事業評価、視察は必須であり、現地行政側としては、事業が国策に逸れずに適切に行われているのか、資金は適切に使われているのか等をチェックし、援助機関は協働して事業を実施する必要がある。事業の進捗や活動での課題や問題を現地政府機関とともに解決し、より効果的に事業を実施できるだけでなく、事業終了後の現地行政、カウンターパート機関などの持続的なコミットメントを促すことにつながる。

4-1. 事業開始式の開催

現地政府関係機関（関係するビエンチャンからの省庁、県、郡レベル、グループ、村長、対象世帯村人、職業訓練校講師など総勢 40 名による対象地域における事業開始式を実施する。

4-2. 現地視察評価の実施

現地視察評価（県レベル、3 カ月毎）は 4 名程度、現地視察評価（省庁および県レベル、半年毎）は 16 名程度です。

4-3. 1 年目上半期報告会の実施

現地政府関係機関（関係するビエンチャンからの省庁、県、郡、グループ、村長）、対象世帯村人、職業訓練校講師など総勢 40 名による対象地域における 1 年目上半期の報告会を実施する。

4-4. 事業 1 年目報告会の実施

現地政府関係機関（関係するビエンチャンからの省庁、県、郡、グループ、村長）、対象世帯村人、職業訓練校講師など総勢 40 名による対象地域における 1 年目報告会を実施する。

*1 対象者の自宅近隣に共同作業スペース兼店舗(27 平米予定)を設置し、職業訓練後に対象者が商品の製造を行う場とする。施設の施工管理については土木建築の基礎を職業訓練校で学び、親戚の建設会社で施工管理を経験したことのある現地人プロジェクト・アドバイザーが通常の管理を行い、建設の中間と完了時に 2 回社会労働局のビエンチャン国立大学の土木建築学部を卒業した土木建築の専門性を有する職員が、現場を視察し施工管理を行う。

*2 資機材の配置数量：別紙 予算「別表 1；資機材等購入費」に、開業のため初期に必要な配置数量を記載。

*3 対象者が行う商品の販売は、共同作業スペース兼店舗、多機能型協働施設並びに既存の村近隣に位置する市場（市場開催は水曜日と日曜日）等で行う

第 2 年次

＜１、多機能型協働施設の管理＞

1-3. 引き続き、弊会職員が生計向上のフォローアップ時に、対象地域の村人と自治体が協働して施設を管理するよう促す。

< 2、回避教育支援 >

◆ 弊会回避教育講師が、幼児教育従事者と各村の有志ボランティア(女性同盟、青年同盟)が主体となって不発弾回避教育を実施できるようサポートを行う。回避教育の実施場所を対象地域内の幼稚園等の教育施設 3 カ所(内 1 カ所は 2019 年 9 月開校予定)、並びに集会所等 10 カ所で行う。

2-3. 有志ボランティアが、幼児教育施設にて、裨益者(1 回の回避教育につき幼児約 20 名、その親約 20 名)に回避教育レクリエーションを行う(7 回×幼児約 20 名＝幼児約 140 名、追加で約 5 名の合計約 145 名を対象とする)。回避教育講師及び弊会職員が同行し、有志ボランティアの回避教育実施の様子に助言する。

2-4. 有志ボランティアが、各村の集会所等 10 カ所にて、裨益者(1 回の回避教育につき幼児約 20 名、その親約 20 名)に回避教育レクリエーションを行う(12 回×幼児約 20 名＝幼児約 240 名を対象とする)。回避教育講師及び弊会職員が同行し、有志ボランティアの回避教育実施の様子に助言する。

2-5. 回避教育講師と弊会職員が、裨益者の意識変革調査を行う。
(2-3、2-4 で回避教育授業を行った子ども 50 名と幼児教育従事者及び有志ボランティア 15 名を対象とする)

< 3、生計向上支援 >

◆ 各村を巡回する形で 1 年目のフォローアップを行いつつ、2 年目新規対象者の職業訓練を行う。裁縫の職業訓練は各店舗及び多機能型協働施設内の店舗にて、第 1 年次の裁縫訓練を受けた裨益者が講師となって第 2 年次における新規裨益者への技術訓練を行う。キノコ栽培は、第 1 年次と同じく、最初にキノコ栽培専門家が多機能型協働施設内の培養ルームにて技術訓練を行い、その後は、第 1 年次キノコ栽培の裨益者が、第 2 年次裨益者の技術補助を行う。養蜂の技術訓練もキノコ栽培と同様にしてい、その後は第 1 年次キノコ栽培の裨益者が、第 2 年次裨益者の技術補助を行う。(各種訓練フォローアップ 2 回/月×9 か月 18 回)。

(3) 第 1 年次職業訓練対象者のフォローアップ :

(2)3-2. (2)3-4. 裁縫については各店舗及び多機能型協働施設内の店舗を裁縫講師、経理アドバイザーとともに訪問し、技術指導、フォローアップ及び収益の管理方法の指導を行う。

(2)3-3. (2)3-4. キノコ栽培については多機能型協働施設内培養ルーム及び各家庭に設置の栽培ハウスを専門家と経理アドバイザーとともに訪問し、技術指導、フォローアップ及び収益の管理方法の指導を行う。

(2)3-3. (2)3-4. 養蜂については、外部専門家と共に引き続き各村を巡回しながら収穫時に備える。収穫後は多機能型協働施設にてプロセシング方法の伝授及びパッケージングを行う。同時に経

	理アドバイザーによる収益の管理方法の指導を行う。 <u>(4) 2年目新規対象者への技術伝授・販売等の支援：</u> ◆弊会職員が対象地域を巡回し、2年目の裨益者が、共同作業スペース兼店舗及び多機能型協働施設にて、1年目に裁縫/キノコ栽培を習得し開業した対象者から技術と知識を伝授し収入を得るまでの支援を行う。 3-5. 訓練準備として、技術の習得に必要な道具を供与し、2年目の対象者が1年目の対象者及びフォローアップで訪れる外部専門講師から技術・知識を習得する。同時に、経理アドバイザーによる家計の管理方法、並びにビジネス講習の元、各自で収支の管理並びにビジネス計画を策定する。 3-6. その後、裁縫については、自宅でのみ作業が可能な裨益者にはミシンの貸与を行う。共同スペース兼店舗または多機能型協働施設で作業が可能な裨益者には1年目の裨益者と共に開業する支援及び継続的な商品の製造・販売が行えるようグループ化を促す。 <4. 現地政府関係機関とのミーティングと視察評価> 4-1. 2年目事業開始式 現地政府関係機関（関係するビエンチャンからの省庁、県、郡、グループ、村長、対象世帯村人、職業訓練校講師など総勢40名による対象地域における事業開始式の実施。 4-2. 現地視察評価 現地視察評価(県レベル、3カ月毎)は4名程度、現地視察評価(省庁および県レベル、半年毎)は16名程度です。 4-3. 2年目上半期報告会 現地政府関係機関（関係するビエンチャンからの省庁、県、郡、グループ、村長）、対象世帯村人、職業訓練校講師など総勢40名による対象地域における2年目上半期の報告会の実施。 4-4. 事業2年目報告会 現地政府関係機関（関係するビエンチャンからの省庁、県、郡、グループ、村長）、対象世帯村人、職業訓練校講師など総勢40名による対象地域における2年目報告会の実施。 <u>裨益人口：計約3,936名（計約735世帯）*（ア）＋（イ）</u> ※1世帯5人家族で換算 ※生計向上支援活動に参加する裨益者は乳幼児を家庭に持つ者が大半のため、回避教育支援活動の裨益者世帯に生計向上支援活動の裨益者が既に含まれている前提で世帯数を記載 （ア） 直接裨益者 1,2の内訳：約1,546名 1) 直接裨益者：約76名（約50世帯） 本事業第1年次において職業訓練校にて裁縫の訓練及び各村にてキノコ栽培/養蜂の巡回型訓練を受ける、対象地域か
--	--

	ら合計 40 名(裁縫 10 名、キノコ栽培 10 名、養蜂 20 名)。 第 1 年次の本事業において裁縫の職業訓練を受けた直接裨益者から裁縫の技術・知識伝授される第 2 年次の新規裨益者 6 名。第 1 年次の本事業においてキノコ栽培の職業訓練を受けた直接裨益者からキノコ栽培の技術・知識を伝搬される第 2 年次の新規裨益者 10 名。養蜂も同じく、第 1 年次の本事業において養蜂の職業訓練を受けた直接裨益者から養蜂の技術・知識を伝搬される第 2 年次の新規裨益者 20 名。よって第 2 年次の裨益者合計は 36 名。 ※一部の世帯は、世帯の状況に応じて数種類の活動を行う 2) 直接裨益者: 約 1,470 名(約 735 世帯) 本事業において対象地域内の幼児教育施設並びに集会所等で回避教育を受ける、3 歳以上 5 歳以下の幼児約 735 名(第 1 年次約 350 名、第 2 年次約 385 名)、並びに回避教育に同伴するその家族約 735 名(約 735 世帯) (イ) 間接裨益者 1, 2 の内訳: 約 2,390 名 1) ①間接裨益者: 約 230 名(約 65 世帯) 第 1 年次に各種職業訓練を受けた裨益者約 35 世帯の家族約 120 名。並びに第 2 年次に各種職業訓練を受けた裨益者約 30 世帯の家族約 110 名。 2) ②回避教育を受けた裨益者によって、その後、家庭で回避教育の話が共有される、その家族約 2160 名
(6) 期待される成果と成果を測る指標	◆事業により達成される具体的な目標(成果) 第 1 年次 <多機能型協働施設の建設・管理> (1) 成果: 回避教育や生計向上支援の活動が行えるよう、計画通りに建設されており、且つ、自治体が村人と連携して管理を行っている。 指標: 自治体職員が最低週 3 回は多機能型協働施設にて村人の活動のフォローを行い、その内容(誰がどのようなフォローをしたか等)が管理簿に記録されている。 村人が、週 2 回以上施設に来て、施設の状況の確認、施設の利用状況の確認、ヨードグム地区の行政事務所との連絡事項などを管理簿に記入する。 確認方法: 管理簿の確認、自治体職員への聞き取り <回避教育支援> (2) 成果 a: 対象地域の 5 歳以下子どもが、不発弾に対する正しい知識とその危険性に実感をともなう危険意識を持つ。 指標 a: 回避教育開始前と半年後に、子どもたちを対象とした写真を使ったテストを実施し、事業開始直前の意識調査の正答得点平均 37 点から 80 点より上に向上する。 ※回避教育実施後の意識調査で、必ず正答してほしい質問が 7 項目の

	うち4項目あり、それらの配点がそれぞれ20点～25点と高い配点になっている。4項目のうち1つでも不正解となると不発弾回避の理解度として未到達と判断される。よって、回避教育実施後の意識調査の指標として正答得点率を「80点より上」と設定している。 確認方法 a： テスト正解回答率の確認 (2) 成果 b： 幼児教育従事者、並びに各対象地域となる村のリーダーが、回避教育の手法を理解する。 指標 b： 回避教育開始前と半年後に、対象地域内の幼児教育従事者、並びに各対象地域となる村の有志ボランティアを対象とした意識調査アンケートを実施し、事業開始直前の意識調査の正答得点平均55点から90点より上に向上する。 ※意識調査は、有志ボランティアである彼らが生活する上で知っているべき不発弾回避の知識に加え、知っている不発弾の種類の高さ、不発弾回避を他の人や子どもたちに伝えた経験があるかどうか、そして伝える際に写真やポスター等の効果的な道具を使用したか、という質問内容になっている。回避教育を実施するボランティアとして、必ず正答してほしい質問が8項目のうち3項目あり、それらの配点がそれぞれ10点の配点になっている。それらのうち1つでも不正解となると不発弾回避の理解度として未到達と言える。また8項目のうち1項目に関しては、7種類の不発弾写真のうち6種類は知っているべき知識となる(知っている不発弾1種類正答につき6点を配点)。よって、有志ボランティアの回避教育実施後の指標を正答得点率が「90点より上」と設定している。 確認方法 b： 意識調査アンケートの実施、 <生計向上支援> (3) 成果： 裁縫/キノコ栽培/養蜂の職業訓練を受け、各種必要な技術・知識を身につける。 指標： 当初は約17.5%の裁縫知識・技術レベルであった裨益者が、裁縫の知識や技術を習得し、裨益者全員が最終試験において70%以上の成績を修めている。また裁縫技術習得者はラオス伝統衣装や小物等の基本的な商品を制作し、裁縫講師から販売可能の評価を受ける。また、キノコ栽培技術習得者は栽培の手法を習得し、裨益者同士が協力して栽培を継続できる。養蜂技術習得者は巣箱の製作・管理方法を習得し、各家庭で実践できる。 ※下記の項目は裁縫の店舗を開くために必要な知識、技術レベルであり、裁縫専門講師が最終試験において審査し、達していると判断された場合、70%の成績を修めているという指標である。 ・手縫いの基礎技術が身についていること ・足踏みミシンの使うにあたり、基礎知識を習得し、基礎的な使用方法が身についていること ・裁縫を行うにあたり、定規やチョーク、はさみ等の道具を使って、布の測り方や裁断の仕方が身についていること ・上記の知識・技術をもって、ラオス人が着用するスカート、シャツ、ズボン、モン族のドレス、そして簡単なポーチなどの小物等が製作できること
--	--

	また、上記の他に、より複雑な仕様の服（結婚式用のドレスやオシャレ着等）やより複雑な仕様の小物が製作できること、さらに裁縫スピードや量産性等が加わると、100%に近づく。 確認方法： 成績表(裁縫)、訓練中の成果物（裁縫/キノコ栽培/養蜂） (3) 技術向上・販売支援： 成果（裁縫）： 裨益者が、家計簿の管理方法を身につけ、裁縫の店舗を構えて開業し、商品を販売できている。 指標： 裨益者が、習得した知識と技術を活かして商品を製造し販売できている（初年度は裁縫の各共同作業スペース兼店舗で年間を通して1,030,000kip=約13,000円の収入を得る）。 確認方法： 商品の出来具合、収入・支出を記録した帳簿の確認 成果（キノコ栽培）： 裨益者が、家計簿の管理方法を身につけ、栽培の仕方を実践して収穫物を市場で販売できている。 指標： 裨益者が、習得した知識と技術を活かして商品を製造し販売できている（初年度は各家庭につきキノコの栽培・販売により年間を通して1,268,000kip=約16,000円の収入を得る）。 確認方法： 商品の出来具合、収入・支出を記録した帳簿の確認 成果（養蜂）： 裨益者が、家計簿の管理方法を身につけ、蜂の巣箱の製作方法、管理方法を実践し、収穫時期に向けて準備が整う。 ※養蜂の収穫シーズンは4月から6月のため、第1年次では技術訓練から収穫までの期間がなく、初年度の収穫は難しい。ただし、次の収穫時までにはしっかりと技術訓練を行うことができるメリットがある。現在進行中の養蜂支援事業（自己資金）では、1年目は天候不順の影響や技術伝搬不足で収穫量は少なめであったが、2年目にあたる今年は裨益者もしっかりと養蜂技術を習得し、収穫量が3～6倍という成果が見られた。 指標： 裨益者が、習得した知識と技術を活かして収穫後の販売に向けて準備できている。 確認方法： 巣箱の管理状況、家計簿の確認、巣箱の管理に関するチェックリスト、技術及び知識の習熟度確認チェックリスト <現地政府関係機関とのミーティングと視察評価> (4) 成果： 定期的な現地関係機関との事業管理、モニタリングとミーティングが実施され、現地行政のコミットメントが高まる。 指標： 3ヶ月に一度視察評価が関係機関と実施され、1年目の中間、終了時の2回報告会（ミーティング）が実施される。 確認方法： 視察評価報告書、中間報告書、1年目終了時報告書、各報告会出席者リスト 第2年次 <多機能型協働施設の管理の継続> (1) 成果： 回避教育や生計向上支援の活動の拠点として、自治体
--	--

	が村人と連携して管理を行っている。 指標：自治体職員が最低週3回は多機能型協働施設にて村人の活動のフォローを行い、その内容（誰がどのようなフォローをしたか等）が管理簿に記録されている。 村人が、週2回以上施設に来て、施設の状況の確認、施設の利用状況の確認、ヨードグム地区の行政事務所との連絡事項などを管理簿に記入する。 確認方法：管理簿の確認、自治体職員への聞き取り、村人への聞き取り <回避教育支援> (2) 成果 a：対象地域の5歳以下子どもが、不発弾に対する正しい知識とその危険性に実感をともなう危険意識を持つ。 指標 a：回避教育開始前と半年後に、子どもたちを対象とした写真を使ったテストを実施し、正答得点平均37点から80点より上になる。 ※回避教育実施後の意識調査で、必ず正答してほしい質問が7項目のうち4項目あり、それらの配点がそれぞれ20点～25点と高い配点になっている。4項目のうち1つでも不正解となると不発弾回避の理解度として未到達と判断される。よって、回避教育実施後の意識調査の指標として正答得点率を「80点より上」と設定している。 確認方法 a：テスト正解回答率の確認 (2) 成果 b：幼児教育従事者、並びに有志ボランティアが、回避教育の手法を理解の上、実施することができる。 指標 b：幼児教育従事者、並びに有志ボランティアによって回避教育の実施が滞りなく、裨益者に理解しやすいように行われている。 確認方法 b：(2)のテスト正解回答率、裨益者の親への聞き取り <生計向上支援> (3) 第1年次職業訓練対象者のフォローアップの継続： 成果(裁縫)：裨益者が、生活に支障をきたすことなく裁縫の共同作業スペース兼店舗にて製作・販売し、継続的に収入を得る。第2年次の対象者に適切に技術・知識を伝授する。 指標：第1年次裨益者が、第2年次裨益者に技術と知識を伝授できている。共同作業スペース兼店舗にて、継続的に商品の製造・販売を行っている。 確認方法：商品の出来具合、オーダー数、収入・支出を記録した帳簿、フォローアップ時の裨益者の聞き取り、裁縫技術と製品に関するチェックリスト 成果(キノコ栽培)：裨益者が、生活に支障をきたすことなく栽培の仕方を実践して収穫物を市場で販売し、継続的に収入を得る。第2年次の裨益者に適切に技術・知識を伝授する。 指標：継続的にキノコの栽培・販売ができている。多機能型協働施設内の培養ルームにて、キノコ栽培に必要な菌の培養方法を身に付けている。必要に応じて、第2年次対象者に技術と知識を伝授しフォローできる。
--	--

	確認方法：商品の出来具合、収穫量、収入・支出を記録した帳簿、フォローアップ時の裨益者の聞き取り、キノコ栽培方法に関するチェックリスト 成果(養蜂)：裨益者が、蜂の巣箱の管理方法を実践し、収穫後に多機能型協働施設にてプロセッシングやパッケージングなどの製造工程を管理し、多機能型協働施設と養蜂センターにて販売し、収入を得る 指標：裨益者が、適切な巣箱の管理、収穫方法を実践できている。また収穫後は多機能型協働施設にてプロセッシングやパッケージングなどの製造工程を管理し、多機能型協働施設及び養蜂センターにて販売を行っている。必要に応じて、第2年次対象者に技術と知識を伝授しフォローできる。 確認方法：巣箱の管理状況、収穫量、収入・支出を記録した帳簿、フォローアップ時の裨益者の聞き取り、巣箱の管理に関するチェックリスト、技術及び知識の習熟度確認チェックリスト (3) 第2年次新規職業訓練対象者(第2年次裨益者)への技術伝授・販売等の支援： 成果(裁縫)：第2年次新規裨益者が、生活に支障をきたすことなく裁縫の共同作業スペース兼店舗にて第1年次対象者から技術・知識の伝授を受ける。習得した知識と技術を活かして第1年次対象者と協力し、販売を行うことで継続的に収入を得る。 指標：第2年次新規裨益者が、裁縫の基礎技術・知識を活かして商品を製作、販売できている。 確認方法：商品の出来具合、オーダー数、収入・支出を記録した帳簿、フォローアップ時の裨益者の聞き取り 成果(キノコ栽培)：第2年次新規裨益者が、生活に支障をきたすことなく多機能型協働施設にて外部専門家及び第1年次裨益者から技術・知識の伝授を受ける。身に付けた技術・知識を活用して販売を行い、第2年次対象者同士が協力し、継続的に収入を得る。 指標：第2年次新規対象者が、基礎技術・知識を活かして商品を栽培、収穫、販売できている。 確認方法：商品の出来具合、収穫量、収入・支出を記録した帳簿、フォローアップ時の裨益者の聞き取り 成果(養蜂)：第2年次新規裨益者が、生活に支障をきたすことなく多機能型協働施設にて外部専門家及び第1年次対象者から技術・知識の伝授を受ける。身に付けた技術・知識を活用して巣箱を適切に管理している。 指標：第2年次新規裨益者が、巣箱を適切に管理し、収穫することができる。 確認方法：巣箱の保管状況、収穫量、収入・支出を記録した帳簿、フォローアップ時の裨益者の聞き取り
--	--

<現地政府関係機関とのミーティングと視察評価>

(4) 成果：定期的な現地関係機関との事業管理、モニタリングとミーティングが実施され、現地行政のコミットメントを高めることにより、事業終了後の持続性が担保される。

指標：3ヶ月に一度視察評価が関係機関と実施され、1年目の中間、終了時の2回報告会（ミーティング）が実施される。

確認方法：視察評価報告書、中間報告書、1年目終了時報告書、各報告会出席者リスト

◆事業実施前の数値と実施後に期待される数値

<回避教育支援>

- ・対象地域内での不発弾爆破事故発生件数がゼロを達成する。

<生計向上支援>

・裁縫の技術が無い、またはほぼ無い状態から、販売可能なクオリティの製品を製造できる状態になっている（各技術訓練の能力試験が17.5%→70%に向上）。

※下記の項目は裁縫の店舗を開くために必要な知識、技術レベルであり、裁縫専門講師が最終試験において審査し、達していると判断された場合、70%の成績を修めているという指標である。

- ・手縫いの基礎技術が身についていること
- ・足踏みミシンの使うにあたり、基礎知識を習得し、基礎的な使用方法が身についていること
- ・裁縫を行うにあたり、定規やチョーク、はさみ等の道具を使って、布の測り方や裁断の仕方が身についていること
- ・上記の知識・技術をもって、ラオス人が着用するスカート、シャツ、ズボン、モン族のドレス、そして簡単なポーチなどの小物等が製作できること

また、上記の他に、より複雑な仕様の服（結婚式用のドレスやオシャレ着等）やより複雑な仕様の小物が製作できること、さらに裁縫スピードや量産性等が加わると、100%に近づく。

・キノコ栽培/養蜂の技術が無い、またはほぼ無い状態から、販売可能なクオリティの製品を製造できる状態になっている。

・実施前の第1年次裨益者の年間所得(2,000,000kip～5,000,000kip=約2.6万円～6.7万円)から、本事業終了後、引き続き当会で収入向上のフォローアップを行い、終了後から半年間で1世帯あたり、事業開始前の収入から20%増加した年間所得(2,400,000kip～6,000,000kip=約3.2万円～約8.0万円)を得ている。

※裨益者は対象地域内の最貧困層で、年間所得は最低で約2,000,000kipから約5,000,000kip(75kip=1円とした場合、円換算すると2,000,000kip÷75=約2.6万円、5,000,000kip÷75=6.7万円)である。

※ただし、裨益者のうち数名は無職で、実際に所得は無い。その裨益者は親や親戚などから少額の援助を受けており、その額が約

	2,000,000kip 程である。 ※事業開始前の収入から 20%増加した年間所得は、同じ算出方法を用いて、約 2,400,000kp÷75＝約 3.2 万円から約 6,000,000kip÷75＝約 8.0 万円としている。
(7) 持続発展性	<多機能型協働施設の維持管理> 1) 事業終了後までに、対象地域の自治体に施設の引き渡しを行い、自治体と村人が連携して維持管理を行う。 <回避教育支援> 2) 対象地域の幼児教育従事者、並びに各対象地域となる村の有志ボランティアが、回避教育の手法を理解し身に付け、実施することができる。 3) 回避教育のための教材である不発弾のダミーは、対象地域の自治体が保管・管理し、回避教育実施時に必要に応じて貸し出しを行う。 4) その他の回避教育教材は、対象地域の幼児教育従事者、並びに各対象地域となる村の有志ボランティアが維持管理可能な範囲のものを使用し、彼らに提案する。 <生計向上支援> ・裁縫 5) 対象者が裁縫の店舗を開業する際、大規模な機材ではなく、対象者が維持管理可能な最小限の機材供与に留め、運営コストも抑えリスクを低減し、ビジネス運営の持続性を確保する（維持管理の方法は、訓練の際に対象者が習得する）。店舗の立地は、主要道路に面した場所、且つ対象者が通うことを考慮した場所とする。第 2 年次には、対象地域内の最貧困層かつ家庭の事情のより職業訓練に通うことができない裨益者が、自宅近くの共同作業スペース兼店舗にて第 1 年次裨益者から裁縫の技術・知識を学べるよう配慮する。 6) また本事業終了後 2 年次において、対象者の収入が向上し安定するまでフォローアップを行う。 ・キノコ栽培 7) キノコ栽培は、栽培開始から約 15 日間で最初の収穫を行うことができ、その後も約 8 か月間は 15 日間ごとに収穫が可能なことから、次回の投資を行いやすい作物である。また収穫物を家庭内で消費でき、支出を抑えることができる。対象者自身の収入が安定してきたところで、管理の仕方等を周辺の世帯に共有することができる。 ・養蜂 8) 養蜂は、近隣地域における当会の既存事業において、ポーンサワン市内に設立した養蜂センター（蜂蜜の製造・販売所）で、農業省と連携の元、村人による運営が行われている実績がある。そこに、対象地域で採れた蜂蜜も商品化を行って販売する。 5) また養蜂で採れた蜂蜜は、販売のみならず、各家庭での食料や薬膳として機能する。 ・家計簿の管理、会計管理 9) 対象者が、家庭における収入と支出のバランスを把握し、彼

	らの子どもらが高等教育を修了するまでに必要な資金の把握と、それを目標にした貯蓄に努めることができる。 10) 併せて、ビジネスの継続のために必要な投資額を把握し、利潤と投資について理解している。 ＜事業後のインパクト評価について＞ ・本事業で現地人プロジェクト・アドバイザーを務める現地スタッフ（Sengkeo）が、シエンクワン県の行政職員であるため、本事業終了後 3～4 年後の成果を把握している。成果の詳細は 2（6）に記載の第 2 年次の成果内容のとおりである。
--	---